

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年9月9日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

議長	有泉庸一郎君	副議長	保坂芳子君
	滝川美幸君		清水正二君
	米山昇君		山本今朝雄君
	長谷部集君		三浦進吾君
	山本英俊君		

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	有泉善人君	福祉健康部長	小林修君
環境課長	小田切聡君	子育て支援課長	三井敏夫君
健康増進課長	清水春雄君	環境保全係長	鷹野久君
児童係長	羽中田和幸君	保育係長	長田裕二君
健康企画係長	小林和彦君	健康企画係主	長田清美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 宗 和 書 記 石 原 大 助
書 記 松 井 恵 美

審査内容

1 条例審査

議案第62号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件

議案第63号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第64号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件

議案第65号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件

2 補正予算

議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

3 請願審査

請願第26-5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書

4 その他

開会 午後 1時28分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第62号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件ほか4議案及び請願第26－5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書の審査を行います。

審査は、お手元に配付しました審査日程により、初めに議案第62号ほか3件の条例案の審査から行い、その後、一般会計補正予算（第2号）の審査、最後に請願の順で行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきに申し合わせをしたとおり、会派の割り当て人数により行います。質問回数は1人1議案1回までとし、再質問関連1回とします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3名、ほかの会派はそれぞれ1名となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第62号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

議案について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

子育て支援課からお願いいたしますのは、3つの条例制定の件であります。お手元の定例市議会議案13ページから30ページ、それから市議会資料の2、3ページをあわせてお開きいただきたいと思います。

それでは、まず議案第62号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件につきまして、市議会資料に沿いまして説明いたしたいと思います。この条例につきましては、新しい子ども・子育て支援法の施行に伴いますものであります。この条例制定の背景といたしましては、新しい子ども・子育て制度におきまして、国は主といたしまして3歳未満児を対象といたしました定員20名未満の保育事業などを、児童福祉法上は家庭的保育事業等、また子ども・子育て支援法上は地域型保育事業と位置づけたところであります。

また、これらの事業の認可については市町村が行うこととされたため、各市町村におきまして改正児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づく条例を定める必要が生じたものであります。ここで本日お配りいたしましたA3判の資料をごらんいただきたいと思ひます。新しい制度でございますので、制度内容のほうからご説明させていただきます。

1番でございます。子ども・子育て支援制度の全体像に、就学前の児童の教育、保育を行う事業を種別ごとに図示いたしました。簡単に説明いたしますと給付対象事業、これは法定価格として示されまいわゆる現行の保育所におけます運営費であります。この給付対象事業の区分に今までの保育所に加えまして、認定こども園、それから幼稚園の一部、それに地域型保育事業、いわゆる家庭的保育事業等が新たに位置づけられたものであります。

なお、図で点線の枠外にございます新制度に移行しない幼稚園は、現行どおり私学助成や就園奨励費補助対象となるものであります。認可外保育所におきましても、地域型保育事業や保育所に移行しない認可外保育所につきましては、現行同様、利用料を独自に徴収いたしまして事業を行うこととなるものであります。

資料の2ページにお戻りください。

さて、この条例で定めますこととなります主な内容であります。まず、各事業の種類であります。家庭的保育事業等は表にありますとおり、その規模などによりまして、4種類、7区分の事業に区分されます。まず、1つ目は、保育者の居宅などで行うこととなります家庭的保育事業、2つ目が、6人から19人程度の子供を保育する小規模保育事業のA型、それからB型、C型、それで3つ目は、子供の居宅に伺って保育をする居宅訪問型保育事業、最後の4つ目が、事業者が従業員の子供などのために設置いたします事業所内保育事業であります。

次に、各事業の職員等の配置であります。それぞれの事業ごとに表にありますとおり職員を配置する必要があります。家庭的保育事業等の中で、より規模の大きい20人以上の事業

所内保育事業や、小規模保育事業のA型、B型では保育士であることが求められるのに対しまして、その他の家庭的保育事業等におきましては、保育士と同等以上の知識及び経験を持つと市町村長が認めた場合には、従事者として認められることとなります。また、職員数の配置基準につきましても、その表のとおりであります。

3ページにお進みください。

設備についてであります。それぞれの事業ごとに表にお示しました設備が必要となります。2歳未満を対象とした乳児室は、1人当たり3.3平米以上、2歳以上を対象とした保育室等は、施設の区分に応じまして1人当たり1.98平米から3.3平米以上と規定されております。また、2歳以上の子供を預かる場合には、屋外で遊べる場所を1人当たり3.3平米以上確保することを義務づけております。これは現行の保育所の基準に準じたものであります。その他といたしましては、自園で調理するための調理設備や便所等の設置を求めています。

続きまして、給食についてであります。

給食については、居宅訪問型保育事業以外は提供することとなっております。同じ敷地内にあるほかの社会福祉施設と共有することも可能であります。自園調理が原則であります。ただし、現在、事業を実施している施設におきましては、5年間猶予の経過措置がございます。国基準では、各事業所で確保することが求められております連携施設で、調理した給食を敷地外から外部搬入することも認められております。この連携施設と申しますのは、保育所や幼稚園、それから認定こども園が該当するものですが、この役割といたしましては、突発緊急時の対応を含めた保育内容に関する支援、それから3歳になりまして卒園してからの受け皿としての役割を担うものであります。ここでも、連携施設を確保することが著しく困難でありまして、必要な支援を適切に行うことができると市が認める場合については、5年間の経過措置が認められておるところであります。

ここで、本市の考え方ではありますが、基本的には国の基準を準則としながら、次の2点につきまして、本市独自の現状を勘案する中、市独自の基準を定めるものであります。まず、暴力団排除に関する規定であります。暴力団の参入、影響を排除することで、保護者や子供が安心して利用できる環境を整備する必要から、第5条に明記いたしております。

次に、食事の外部搬入を不可とする規定であります。先ほど説明いたしました。国基準では各事業所で確保することが求められております連携施設等で調理した給食を、敷地外からでも外部搬入することも認められておりますが、保育所、それから認定こども園ともに3歳未満児については、食事の外部搬入を認めておらないということや、3歳未満児の特に離

乳児は、個々の成長発達の差が大きく咀嚼、嚥下状況に合わせた刻みやすり潰しの作業が必要になっておりまして、搬入食材を再度保育士等が手を加えることは、衛生上好ましくないこと、また、現時点で本市内の認可外保育所5園のうち、この家庭的保育事業等への移行を検討している施設におきましては、大きな支障は生じないというようなことから、食事の外部搬入は不可といたしたところであります。

条例は、第1章、総則、第2章、家庭的保育事業、第3章、小規模保育事業、第4章、居宅訪問型保育事業、第5章、事業所内保育事業の第1条から第47条と附則5条から成るものでありまして、提案理由につきましては、定例市議会議案30ページでございますとおり、子ども・子育て関連3法の施行に伴う児童福祉法の改正によりまして、家庭的保育事業の整備及び運営に関する基準を定める必要があるためであります。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 小規模保育事業のうちA、B型は人数としては同じですが、これはどんな違いがあるのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 人数、それから内容等は同じでございますが、表の2段目、資格要件につきまして、A型については保育士、それから、B型については、内容は市町村長が行う研修等を修了したものとか、半数以上が保育士ということで、保育士でなくてもいいということで移行を考えてございます。違いが、この条件の違いと、あとこれによりましてA型よりもB型のほうが、先ほど申しました公定価格、いわゆる保育所で言います運営費の額が低くなるといったぐあいになっております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 事業所内保育事業、すみません。現在、公立あるいは私立で保育所が運営をされていますけれども、こういう団体がこういった小規模保育や何かに参入する動きはあるのかどうか、伺います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 基本的には保育所を運営しております団体につきましては、保育所という形ですので、小規模保育のほうにということはありませんが、今、説明のほうで、この資料のほうでちょっと説明いたしましたが、認可外保育施設がございます。認可外保育施設が市内に5つあるわけですが、具体的に今、この小規模保育事業——A型、B型になろうかと思いますが——に移行を考えている施設が2施設ございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 下のほうの職員配置の表ですが、補助者というのがちょっとどういう内容の方か、ちょっとわかりにくい。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 小規模保育事業のC型の補助者ということでよろしいでございますか。

〔「家庭的にもありますか」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（三井敏夫君） はい。この補助者というのは、先ほど上にございます保育士ではなくて、市町村長が行う研修等を受けて、保育士と同等と認められた者ということで、補助者という扱いになってございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 家庭的保育事業の3.3平米以上というのがありますがけれども、事業所内保育事業でのこの面積基準は、普通の一般の現在の公立、私立保育所と比べてどうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 現在の保育所の基準と同等となっております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） この設備のところで、2歳未満を対象とした乳児室は1人当たり3.3平米とか何たらかんたら書いてあると思うんですけども、この広さはわかるんですが、その中に置く、例えば多分広い、2歳未満の人は広いということは、多分ベッドとかいろいろ

な物を置くからということだと思っんですが、その例えば基準とかというのはあるんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど申しましたように、保育所のほうを基準とされているんですが、例えばベッドを置かなければならないとかというような基準はございません。ただ、分離するとか、区分をつけるとかというような区分はございますけれども、そのほか、置く物についての基準はないと考えています。

○委員（五味武彦君） はい、結構です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この職員の配置基準について、小規模、それから保育事業のA型保育士で家庭的なほうは、市長が認めるという文言がありますよね。この辺について、市長が認めるというと非常にどういうところを認めて、その判断というか、例えばいる人の資質とか、総体的に見たときに、そういう保育士でもある程度資格を持った人という位置づけがあって、市長が認めた者ということについて判断基準と、それと同時に、そういう資格を持っていない人も、市長がいいと言えればいいということだと思っただけけれども、そういう点について保育の質に関する部分において、問題がないかどうかその辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご質問のとおりでございまして、この市長がどういう格好で認めるのか、それから市町村長が行う研修とは、どんなふうに研修を行うかというのが我々も疑問でありまして、これが新しい法律でございまして、県のほうとも打ち合わせをしまして、まだ確約はいただいておりますが、全県統一して県のほうで研修を行うような格好でということで、今、考えているところであります。

それから、特に家庭的保育事業、小規模保育事業につきましては、先ほど言いましたように、認可外保育園からの移行を考えた措置でございまして、最終的には全てその資格を持った者ということで、移行を考えてその研修を受けた者ということが、1項入っているというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、ここに規定がありますよね、第17条に。これは各それぞれの

区分になっているところの規定というのは、全ての区分に対してこれが適用されるという考え方でいいですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） これにつきましては、全てに適用されるというふうに考えています。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、設備の基準というところで、これはもろもろの、何階がどのようのと、あとは消火設備とかそういう基準がありますよね。それについて、この基準に適合しているかどうかというもののチェックとか、そういう体制というのはどんな形でやるんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 認可につきましては市が任されることとなりますが、これにつきましては建築基準法等がございまして、上位法がありますので、それに載っているかどうかということで規定されていると考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、第4章の居宅訪問型保育事業、これは1対1ということで障害者とか、そういう疾病等に関して、こういう保育があるんだけど、具体的にこの保育とは、どういう保育だからちょっと説明してください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 基本的には居宅訪問型につきましては、サービスが受けづらいところにお住まいの方、施設がないところにお住まいの方を対象としております。内藤委員さんおっしゃいましたように、特に市の場合では保育所等がございまして、障害保育等もやっておりますが、特に障害が重うございまして、マン・ツー・マンでなければ保育が難しいといった場合が、私ども市の対象になるのかなと考えております。ただ、本市の場合は、居宅訪問型につきましては、あまりそぐわないんじゃないかなというふうに私は考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、現在は対象者というか、そういう保育を受けている人はいないということかな。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 居宅訪問の保育を受けている方というのはいらっしゃいませんが、障害の関係だと障害の福祉施設のほうに行っている方はいらっしゃいます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、5章のここの表がちょっとよく、1人以上5人以下、その他の乳児、また幼児の数が1人という、この表の説明をちょっとしてくれる。どういう意味があるのか。利用者定員数に関して、その他の児童の数で1とか2とあるじゃないですかね。これはどういう。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません。説明が少なくて申しわけないんですが、事業所内保育事業につきましては、先ほど申しましたように従業員、事業所の従業員を対象にするんですが、そのほかに地域の方も対象とすることができまして、利用定員の中で5人以下の場合については、その他というのは地域の方ですね。その事業所内以外の方を1人という、そういうことでございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、附則のところで経過措置というのが2条から5条まであって、さっき5条のほうを説明してもらったんだけど、ここの経過措置にするところを、各条項ごとにどんな内容で計画というのがあるのか、ちょっと簡単に説明してくれますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、附則についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、施行期日であります。この期日につきまして、子ども・子育て支援法及び関連3法にありますが、関連3法の施行の日から施行するというので、申し込み等々が今年度から始まりますので、これは経過措置で設けたものであります。

次の食事の提供の経過措置は、先ほど説明したとおりであります。関連施設に関する経過措置につきましても、連携施設ですか、連携施設を5年以内に探しなさいということで5年間の経過措置、先ほど申し上げたところであります。小規模保育事業B型に関する経過措置であります。これも5年以内、次のC型の利用定員に関する経過措置も同じですが、5年以内にこれを満たすということで経過措置を設けたものであります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。これでちょっとお聞きしたいんですが、ご兄弟で入所できるということは可能なのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） これは、3歳未満ということが前提になりますけれども、ご兄弟の入所も可能でありますし、利用料金のほうも多子軽減の対象になります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今回の条例3条例はですね、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律にかかわりまして、何十年ぶりの改正かなという非常に重要な案件です。そこで、判断する上でちょっと参考に教えてもらいたいのですが、学童保育や認定こども園など今回の改定の中には非常に含まれていますけれども、本市としてはこの学童保育について、何か条例をつくる予定があるのか、あるいは認定こども園についてはどう考えておられるのか、参考に伺います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおり、大幅な改正がされるものでありまして、この12月議会に向けまして関連する条例、それから規定等も直さなければいけないのかなと思っています。大きなものだとして、委員さんがおっしゃいました学童保育の関係、それから保育所につきましても、保育所の使用料金、根本的に変わるのかなと考えております。

学童保育につきましても、法で定められましたとおり、経過措置5年間ございますが、1年生から6年生までの利用ができるようにということが法で定められておりますので、それに向って本市も手当てをしていかなければならないのかなと考えております。

それから、認定こども園につきましても、法で定められたものでありますので、6月議会ですか、補正をいただきました具体的に言いますと、かおり幼稚園が認定こども園を目指しまして整備を行っておるということで、本市では3歳未満児につきましても、非常に保育所が厳しい段階でありますので、積極的に認定こども園への進出を私立の幼稚園をお願いしているところであります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） すみません。1点教えてください。

市内の認可保育園の入園申し込みが大体、例年12月に行われますけれども、この今回の条例に出てくるような保育園については、市内の保育園と同じタイミングでの入園申し込みを考えているのか、あるいはほかの保育園については市役所の職員が直接保育園に行って、入園申し込みをしますけれども、ここは今までどおり認可外保育園のやり方とおりの形で入園をするのか。保護者の人たちに見せてみましても、こういう制度が出てくると、これを選びたいという保護者もまた出てくるのかなと思いますので、そうした場合、今までどおりの認可保育園とここを、どういうふうに保護者の方が考えるのかというそういうこともありますので、その辺のタイミングとかはどうなっているのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 非常に頭の痛いところでありまして、実は、私どもの入園の申し込み、今おっしゃいましたように、今年度中に通年ですと行うことになっておりまして、それまでに新制度の、まず、保護者の方々にはどんな施設があるのかということをお示ししなければならない。その施設をお使いになるにはどの程度の利用料がかかるのかということをお示ししなければならないというふうに考えております。間に合えばと言いますと非常に無責任な話になってしまうんですが、できる限りそれに間に合わせるためにやっているわけですが、国の指針のほうがまだはっきりしておりませんで、我々に来るQ&Aにありますのは、今までと利用料金はそんなに変わらないという、横並びになっていくだろうという格好で、わからないときにはそれでお示しして募集をなさいというようなことが書いてあるんですが、現場といたしましては、それはなかなか難しいのかなということで、早目に利用料金を定めて、募集のほうをかけたかと考えております。

利用につきましては、また次の条例でご説明いたしますが、このお配りした資料の2番の③のところ利用手続が簡単に書いてあるんですが、保育所、Bの保育所等での保育利用を希望する場合に当たります。いわゆる上にあります2号、3号、この今回出しました地域型の施設につきましては、3号の子供さんに当たりますので、Bの保育所等での保育利用を希望する場合という、この申し込みののっとなってやる形になります。というのは、市町村で3

号の認定をいたしまして、保育所の利用規模をお聞きして、市町村で調整をするという格好になりますので、第1希望でこの地域型の小規模、例えば保育事業の施設をご利用の希望があった場合、そこにお入りいただくということですが、先ほど申しましたように、移行する施設が市内に2施設ほどあるのかなと思います、それがはっきり移行するという意向を固めていただかないと、ご紹介することもできませんのでそのタイミング、それは私どもが即するわけにはいきませんから、そのタイミングによるのかなと考えております。

○委員長（小澤重則君） 長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） 保護者の方が、これを選ぶかどうかのときに、もう一つやはり心配になるのが、先ほど連携施設という話がありましたけれども、2歳で卒園した後の3歳からの受け皿ということを考えますと、3歳から幼稚園に行くということであればいいんですけども、こういうところに預ける保護者なので、当然仕事を、共働きの親ということ考えると、そうすると市内の保育所に3歳以上から預けるということになる、実際のところかなりの充足率で考えると厳しい部分がありますので、そうしますと、ここに預けた場合の連携施設ということに関しては、今、手を挙げている2施設の方というのは、どんなような対応を考えているのか教えてください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず2園と私申し上げましたが、1園につきましては同一敷地内に保育所をお持ちでございますので、連携施設には困らないのかなと。もう1園につきましては、まだ連携施設が決まっておりません。議員さんおっしゃるように、3歳以降の行き場については、非常に心配になるところでございますので、そこは親御さん方が施設をお選びするときの判断基準になるのかなと考えております。もう1件、最近でございますが、ちょっと相談があったところがありまして、小規模保育事業をしたいということで、連携施設についてはちょっと議員さんおっしゃいましたが、甲府市内の有名なあの幼稚園を考えているということで、それを売りにしてその小規模事業をしたいというような考えの方もいらっしゃるようでございます。ただ、生活環境がそれに合うのかどうかというのは、また、なかなか難しい問題ですが、幼稚園に入る、認定こども園に入ることか非常に難しい時代になれば、それも一つの附属的な施設でございますので、手法かなんていうふうに考えておるところであります。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいんですけども、この設備のことで、例えば保育園のほうですけども、自園調理が原則と国でもなっているわけですね。これから場所によってはあれですけども、そうは言っても小学校も中学校も給食で自校方式ではないような形になっているわけですけども、先ほども確かに手を加えれば、あるいは職員が子供に合った料理をつくらと言いますけれども、どんどん時代が変わっておる中で、多少はやはり外部委託という方向が、今後は必要かなと思うんですが、その辺に関してご意見とか、あるいはお考えがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおり、合理化を目指すセンター方式というか、法人が一つのセンターを持って、幾つものところを調理するというのも可能なのかなと思いますが、特にこの施設につきましては、保育所と家庭的保育事業等につきましては、先ほど申しましたように3歳未満児が対象となりますことから、非常に個々に対する気配り、目配りが必要なのかなというところがありますので、国といたしましても、料金の中に、公定価格の中に給食費の主食を除いたものを含めておるというところで、それだけの手当てをしているというふうに考えておりますので、市といたしましても自園調理を課したところがあります。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） そういう中で本市の考え方についてと考えてある中で、食事の外部搬入を不可とするという規定を設けるということが、今後それが例えばこの規定を、ずっと規定となると途中でなかなか変えられないんですけども、その辺について再度お考えがあればお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 議員おっしゃいますように、国のほうで保育所等が自園でなくて持ち込みが可とするという、時代に応じまして可とした場合については、もちろんそれに従って、この市の条例についても直さなきゃいけないのかなというふうに考えます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第62号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。本条例にかかわりましては、国の法改定に伴うものでありますが、中身的に認可外保育所への対応、学童保育など我々が従来主張してきた内容が、一定程度盛り込まれていることは評価できるところでありますが、全体として幾つかの問題があるということで、それを指摘して反対討論としたいと思います。

1つは、これまで市町村の責任により保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者、事業者の直接契約による現物給付の仕組みへの変更で、自治体の保育の責任が薄められる懸念があること、2つ目は、保育所、幼稚園、認定こども園などの設備系に加え、新たに地域型保育の各事業類型、小規模保育、家庭保育、それから事業所内保育、居宅訪問保育などが導入され、定員規模が小さいことから保育者の資格責任の緩和が生じ、保育に格差が生まれかねないこと、3つ目は、従来の保育料が変更される懸念も出てくること、4つ目は子供の権利保障の面から問題があることなどであります。

条文が長いため、こちらも十分に読み込みができていない面もありますけれども、国の法制度などからしまして、必ずしも楽観できないということで反対討論といたしますが、先ほど、長谷部議員のほうから質問がありましたように、制度についてよくわからないという保護者もかなりいまして、制度改定の不安を抱えている状況です。

以上の点から、本条例の実施の場合、保育者や保育関係者の十分な理解と意見、要望を取り入れ、保育の質を下げないことを要望し反対討論といたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 反対討論がございました。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） これで討論を終わります。

これにより議案第62号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（小澤重則君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

次に、議案第63号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

議案について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、引き続きましてお手元の定例市議会議案31ページから51ページ、市議会資料の4、5ページをあわせてお開きいただきたいと思います。

議案第63号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件につきまして、市議会資料に沿いまして説明いたします。

この条例の制定の背景であります。新しい子ども・子育て制度におきまして、教育・保育事業等を行っている事業者が、公費の給付を受けるためには子ども・子育て支援法に沿って、施設等の運営をしていることを市町村が確認することが必要となります。このため、運営に関する本市の基準につきまして、必要な事項を子ども・子育て支援法第34条第2項及び46条第2項の規定に基づきまして、条例で定めるものであります。

条例で定めることとなります主な内容につきましては、まず、利用定員の設定内容等についてであります。支援制度の給付は、市町村が確認する制度上の利用定員数に基づいて運用、いわゆる1人当たりの単価設定がされるもので、市町村は事業者からの申し出に基づきまして、各施設事業の利用定員を定めた上で、確認を行うこととなります。この利用定員は、施設型給付費の対処数で、認可定員数の上限以内で設定いたします。また、利用定員につきましては、施設事業の区分及び認可区分、先ほどの1号認定、2号認定、3号認定であります。これに応じまして設定するものであります。

ここで、この認定区分であります。お配りいたしましたA3の資料をお願いいたします。

2の教育・保育施設等の利用についての②の表をごらんください。この認定区分であります。1号認定の子供とありますのは、子ども・子育て支援法第19条第1項1号認定のお子さんでありまして、このお子さんは満3歳以上で教育標準時間認定4時間、保育の必要はない方でありまして。それで幼稚園、認定こども園の対象となるものであります。

2号認定のお子さんにつきましては、満3歳以上で保育認定、保育の必要性があるお子さ

んで、保育所と認定こども園の対象となります。

3号認定のお子さんは、満3歳未満で保育認定、保育の必要がある方で、保育所や認定こども園と先ほどご説明いたしました地域型保育事業の対象となる方であります。

次に、③施設区分に応じた利用の流れ、つまり利用申し込みの手順を説明いたします。

まず、Aの幼稚園等の利用を希望する場合があります。これは施設型給付を受けることとした幼稚園、それから認定こども園の1号認定の子供さんの場合があります。まず、幼稚園や認定こども園に利用申し込みをして利用内定を受けます。そして、幼稚園等を通じまして利用認定を申請します。市から1号認定書が交付され、幼稚園等と正式な契約となるものがあります。

保育料につきましては、国の基準により市が定めた保育料を施設事業者に支払うこととなります。

なお、新制度に移行しない従来の幼稚園であります。この幼稚園につきましては、現行どおり各園に利用申し込みをいたしまして、各園が定めた事業料を支払うということで、今までどおりであります。

次に、B、保育所等での保育利用を希望する場合があります。この保育所等とは、保育所、それから認定こども園、地域型保育事業の2号、3号認定に該当する子供さんの場合があります。まず、市に保育の必要性の認定申請を行って、2号または3号の認定証を受けて、希望する保育所等の施設名を申し込みます。これは同時申請が可能となりますので、現行の申し込み手順と大きな変更はないものと考えられます。市では各園の申込状況や優先順によりまして、利用調整を行って利用先の決定を行います。これは今行っている作業と同等であります。

保育料につきましては、保育所につきましては、現行と同様に市が定めた保育料を市が徴収するということとなります。認定こども園や地域型保育事業につきましては、市が定めた保育料を施設事業者に支払っていただくこととなります。

議会資料の2ページにお戻りください。すみません。4ページでございます。お戻りください。

さて、この条例につきましては特定教育・保育施設、つまり、保育所、幼稚園、認定こども園の最低利用定員は、幼稚園を除きまして20名以上といたします。特定地域型保育事業、先ほども説明いたしましたが、家庭的保育事業等の4種類の事業の利用定員は、事業ごとに異なるものであります。例えば小規模保育事業A型の利用定員は6名以上19名以下とする

といったものであります。

次に、運営に関します基準も定めております。利用手続に関することでは、保護者に運営方針等を事前に説明しなければならないこと、利用の申し込みを受けたときに正当な理由なくして拒んではならないことや、市が行う、先ほど申しました利用調整等に協力しなければならない、認定こども園または幼稚園は、1号認定の子供、これは保育が必要ないという教育を希望する場合でありまして、この1号認定の子供さんについては、利用定員を超える申し込みがあった場合につきましては抽せん、それから申し込み順などあらかじめ示している選考基準によって選考しなければならないなどを挙げております。

利用者負担額等の事業に関すること、つまり特定教育保育施設が支払いを受ける内容では、保育園を除いた利用者負担額、施設型給付費、これは公費の負担額であります。それから質の向上のために特に必要であると認められる対価、これにつきましては平均的な水準を超えた施設整備、それから公定価格では賄い切れない費用を賄うために徴収するものを、定めたものであります。また、提供される便宜に要する費用につきましては、日用品、文具の購入費用、行事費用などを挙げております。

5ページにお進みください。

教育・保育の内容に関する基準におきましては、国が定める幼稚園教育要領や保育所の保育指針等に沿った教育・保育を提供しなければならないということや、教育・保育方針や開所日、それから開所時間を定めておかなければならないこと、それから提供する教育・保育の内容等を定めた運営規程を定めなさいというようなことを掲げております。また、教育・保育施設等の職員による虐待等の禁止、懲戒権の乱用禁止等を挙げております。

条例の構成につきましては、第1章、総則、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準。これの第1条から52条と、附則5条から成るものであります。

提案理由につきましては、定例市議会議案の51ページにございますとおり、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるためであります。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 特定教育というのがちょっとよく見えないんですが、説明をしてください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 今まで、保育と教育が分かれておりまして、子供さんの教育・保育が一体となったということで、先ほど申しました認定こども園が出たわけですが、これの就学前のお子さんの教育・保育ということで、特定がついて特定教育・特定保育というふうになってございます。

○委員長（小澤重則君） 他にございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 5ページの上のほう、教育・保育の内容の基準ですが、国が定める要領や保育指針にのっとった教育・保育を提供と、今回の法改定に伴って、この辺の要領や指針は何か変わってきているんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 幼稚園教育要領、それから、保育所の保育指針につきましては、毎年度改定というか、若干の改定はございます。大きなものは認定こども園が出たときであります。これのときに保育所保育指針につきましては、教育の分野が大きく入ってきたことが大きな変革だと考えております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第63号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 3つの条例はほとんど同じ原因から来ていますので、先ほど言いましたように幾つかの問題点、これがまだ十分クリアできていないという理由で、反対討論いたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

賛成討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） これで討論を終了します。

これより議案第63号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（小澤重則君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

議案第64号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、引き続きましてお手元の定例市議会議案53ページから56ページ、市議会資料の6ページをあわせてお開きいただきたいと思います。

議案第64号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件につきまして、市議会資料に沿いまして説明いたします。

この条例の制定の背景であります、新しい子ども・子育て制度におきまして、保育の必要性の認定基準につきましては、国が新たに子ども・子育て支援法施行規則で規定をいたしたところであり、したがって、根拠法令の変更に合わせて、現行の甲斐市保育所保育実施条例で定めております基準を、国の基準に変更した新たな条例を制定する必要がござ

います。

なお、現行の条例につきましては、平成27年3月をもって廃止といたしたいと考えております。

それでは、現行制度におけます保育の必要性の基準では、保育を実施するためには、甲斐市保育所保育実施条例に掲げておりますいずれかの事由に該当することが必要としておりまして、1、就労、2、妊娠または出産、3、保護者の疾病または障害、4、同居または長期入院等をしている親族の介護または看護、5、災害復旧、6、前他項に類する事由であると市長が認める場合としております。

新制度における保育の必要性の基準には、1、求職活動、次に就学、それから、虐待またはDVのおそれがあるところ、加えまして育児休業取得による継続利用が必要であることが追加されます。また、就労につきましては、就労時間の下限を月当たり48時間以上労働に従事していることと条例に規定いたします。この48時間につきましては、1日4時間程度の就労を週3日で4週、一月4週としまして48時間という算定になってございます。これらにつきましては、この48時間につきましても従来も同様の運用をしてございます。それでするので、新しく条項は加わりましたが、この運用はいたしておりますので、大きな変更はございませんが、この条例に明記をいたすというものであります。

次に、認定区分の設置であります。子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定のお子さんは、3歳以上で、教育標準時間認定4時間で、保育の必要性のない方、これは2号認定のお子さんにつきましては、満3歳以上で保育認定、保育の必要性がある方、第3号認定のお子さんは、満3歳未満で保育認定、保育の必要性がある方と区分いたすものであります。

最後に、保育必要量の設置であります。保育標準時間を保育必要量といたしまして1日11時間までの利用に対応するものといたしまして、保育短時間を保育必要量として1日8時間までの利用に対応いたすものであります。これによりまして、甲斐市立の保育所を例といたしますと、現行では開所時間を7時30分から19時までといたしまして、そのうち8時半から16時30分を保育時間といたしまして、前1時間、後の2時間30分を延長保育で対応をしておりますところ、保育標準時間を、つまり保育必要量として1日11時間までの利用を、認定された方につきましては7時30分から16時30分、保育短時間を必要量として1日つまり8時間までの利用を認定された方は、現行の保育時間と同じ8時半から16時30分まで利用可能となりまして、それ以外の時間につきましては延長保育で対応いたすこととなり

ます。

なお、この時間設定につきましては、今後それぞれの保育所で決定いたすこととなりますので、よろしく申し上げます。

条例の構成につきましては、1条から6条と附則から成ります。

提案理由につきましては、54ページでございますとおり、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市の保育の必要性の認定に関する基準を定める必要があるためであります。

よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 事由の④ですが、育児休業取得による継続利用が必要であるというのが、ちょっと意味がよくわからない。

○委員長（小澤重則君） 長田係長。

○保育係長（長田裕二君） 今現在ですけれども、最初に保育所に入っているお子さんがいてですね、そのお子さんの弟さん、妹さんなりが生まれたという場合に、通常はお母さんが育児休業を取得するということとなりますと、保育の必要性というものの認定が取れてしまいます。ただ、平成22年ですか、厚生労働省のほうからその辺については取れるような形で、市町村のほうで考えてもいいですよという特例の通知がございまして、それに伴いまして甲斐市のほうでは上に行っているお子さんが、保育園に既に入園しているお子さんが2歳児クラスに在籍している場合、2歳児クラス以上に在籍している場合については、1年間の特例ということで、下の育児休業を取っていても1年間特例、下の生まれたお子さんが満1歳になる月の末日まで、保育を継続できるという特例がございまして。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございせんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと気になるのがですね、就労時間の下限が48時間以上ということですが、重度の障害児の場合で、かつ施設に入れられないような中間的などいいますか、そういう子供たちの場合、親が余り目を話せないそういう場合、その就労しないからだめだということになるのかどうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃっていることが、私の答えで合っているかどうかちょっとあれですが、まず重度の障害をお持ちのお子さんを持っていらっしゃるお母様が働けないということで、そのご兄弟を入れるということはできます。その方を入れるということになりますと、入れるということは理由としてはならないと思いますが、そのご兄弟を入れるということは理由になるかと思います。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） なかなか目が離せないということで、そういう定期的な勤めに行きにくい場合が出るのではないかということで、ちょっと危惧されたんで聞きました。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お母様がお働きになるということを目的に、預けるということであれば、健常者であろうが障害者であろうが、それは、理由は同じでございますので、対象となると考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 3番の保育の必要性の基準のところ、3番目の虐待、DVとありますね。この辺のところ、今、社会の中でも結構これで子供が被害に遭っているというか、悲しい目に遭っている部分があって、その辺のところについてどんな形で、こういうものをフォローアップしていくのかというその辺は、どのように考えて対応していくのか、その辺を、ちょっと考えを聞かせてください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず、虐待またはDVのおそれがあることとここに記してありますが、事例的に申し上げますと、例えば住所を有しないで甲斐市に虐待、DVの原因で逃げていらっしゃるという場合に、お子様の保護、保育をするという場合は、私どものほうでお受けすることになります。それが1点と、あとまた虐待またはDVによりまして逃げていて、席順は婚姻関係があって、両親がそろっている状況にありましても、現状況はひとり親だということでそれに対応した対処をさせていただくということになります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうDVの状況、情報把握というか、要するになっているか、なっていないかというそういうものを、どんな形で情報収集してそういうものを救うかという

ところが、今実際ある現状であってそういう潜在的なそういう部分もなきにしもあらずで、その辺のところの情報を集めて、いかに子供を安全に育てる環境づくりをするかというその辺のところのところが大事だと思うんです。その辺のところを今後、いろいろなケースもあったり、社会問題になっている部分もあるから、その辺も少し考えていただいて、こういう子供たちがいい環境で子育てできるような体制を、少し考えて、この辺どうですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず、私ども子育て支援課でありまして、まず保育所の面からいきますと、公立の保育園、あるいは私立の保育園もそうですが、例えば身体検査あるいは遊びの中で体の傷、あるいは日ごろの言動によりまして家庭での保育がされているかどうかということは、常に気を使っているところでありまして、もし疑いがあるときは、なかなか保護者との信頼関係というのがございますので難しいんですが、保育園にいる職員ではない子育て支援課の第三者といいますか、特に相談員、あるいはセンターの職員が出向きまして事情を聴取するという格好をとっております。

それから、私ども家庭相談員を持っておりますので、家庭相談員が積極的に電話等の匿名の電話でも寄せられた場合には、そこに現場に行きまして事実関係の有無、あるいは家庭に踏み込んだ相談、あるいは事情収集をとっております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） いい答弁でありありがとうございました。そういうセーフティネットが完備されているという判断でいいと思いますが、ぜひそういうことも含めて、落ちのない保育事業をやっていただきたいというふうに思います。これは要望で結構です。ありがとうございました。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） やはり追加の事由のところですね。追加が①、②、③、④まであるんですが、今までこれがあるおかげで申請できなかった、承認できなかったという数、ということは、それが救われるということですが、実際の数はわからないでしょうけれども、推定でどのくらいあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 説明の中でちょっと申し上げたんですが、この事由につきましては明記させていただきますが、従来の1から6までございます事由がございまして、

その全号各号に類する事由であると市長が認める場合で救っていたのが現状でありまして、運用的にはここにあるものは救っていたというふうにご理解いただければありがたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 次に①の求職活動というのは何をもって証拠とするんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） これ非常に難しいのですが、今、私どもがやっているのはハローワークの紹介を、行きますと紹介の券をいただけるんですが、それを持って就職活動というふうにしています。登録をしているかどうかで、そこで3カ月間、1回につき3カ月の間に就職をしていただくということで、就職活動につきましては3カ月間の猶予というふうにやっております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第64号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 同じ理由の条例改正ですので、先ほど言いました内容が主ですが、先ほどちょっと質問しました重度障害児の件については、ちょっと答弁のほう了解しにくい面もありますので、これも含めて一応反対討論といたします。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件を採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（小澤重則君） 起立多数です。

本案は原案のとおり可決されるものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたしまして、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第65号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第65号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案につきましては、55ページになります。議会資料につきましては7ページでございます。

今回の条例の改正については2点ございます。1点目が使用料金の改定でございます。2点目としましては、市内扱いの取り扱いを緩和する内容の改正でございます。

まず、料金改定については、昨年より幾度となく協議をさせていただいておりますが、火葬場に置ける火葬炉などの主要設備が経年劣化等により、大規模改修を行わなければならない、また、燃料単価の高騰や消費税アップなど将来的な施設管理における経常的経費の増加が見

込まれるため、使用料金の改定を行うものであります。

料金の金額につきましては、議会資料7ページの表が新料金でございます。それから、裏の裏面になりますが8ページの表が旧料金でございます。

次に、市内扱い緩和についてでございます。議会資料7ページの別表下備考の2、(1)より(5)に該当する他市町村の施設等に入所された場合は、住民登録を変更して転出者扱いとなり、お亡くなりになった場合は市外者ということになってしまいます。これを改め市内扱いとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この中に身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定による援護を受けているものとあるんですが、法律をよく読み込んでないのでちょっと教えてもらいたんですが、そのほかにも精神障害や発達障害もありますけれども、これらも一応上の1番にある死亡者の中に入るということでいいのか、それとも本来そういうものは精神障害、発達障害についても追加しなければいけないのか、ちょっとその辺がよくわかりません。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 全てその場合も該当する内容でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この改定の件については、前回の常任委員会でも説明を受けたわけですが、根拠として燃料代、電気代の高騰というような大きな根拠だということ、それから修繕費等がかかるという説明を受けたわけですが、他の市町村を見たときに、同じように燃料費も上がっているわけじゃないですか、電気代も同じように、ある面では。そういうことを考えると、この整合性というかそれが上がっているから上がるんで、他の市町村も上がっている状況の中で、甲斐市だけその部分で上げるというところが、ほかのところは上がってないですね。その辺のところはどういうふうな。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 燃料費につきましては、おのおのの当然燃料の種類の内容もございませう。それから、施設につきましては、先ほども言ったように、例えばその施設についてはもう築何年で、大体こういう焼却炉系は10年を一つの経過ということで、10年単位で改修等を行っているところがございます。今年度、またちょうどうちも10年ということの中で、今後、3年計画で炉のほうの積みかえ工事を予定しているそういった状況もございませう。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、この中に前回いただいた資料の中に、人件費というものをゼロで計上してあって、結局、その今回ゼロ改正をして1万円から2万円に上げて、実績が、25年度実績で570くらいですね。そうすると、端的に25年度の実績を見たときには570万円のアップというふうなことで、今、あそこのやすらぎ聖苑の職員というか、それに関して環境課の中で11人職員がいて、その中の何人かがそこにかかわっているということかな。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 環境課の中でしたら14人になるかと思ひます。その中で2名がやすらぎ聖苑の担当に行っておりまして、プラス臨時職員が1名ございませう。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると3名ということですね。3名ということで、いわゆるその経費の面から考えると、修繕費を含めて、これには人件費も加算していない理由もこの前もちょっと説明受けたんだけど、やはり総体的に要するに借金の返済から始まったあそこに対して、どのくらいかかるかというそういうものを根拠に、やはり上げるということのほうで、理解が示されるんではないかなというふうに私は思ったんですね。そうすると、今回、前回の常任委員会で説明をしたときに、電気料等あれが大きな根拠で1万円上げるというふうなことで、その辺のところはどうもちょっとずれがあるじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうですか、部長。

○委員長（小澤重則君） 有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） 前回のときにご説明をいたしましたけれども、施設管理費の部分で、大体1体処理するのに6万四、五千円の経費がかかっていると。それには人件費は除いてありますという話をしました。人件費が大体、向こうの火葬場において臨時職員、そ

れから正規職員を含めて3名で約1,400万円の経費がかかっている。ということは、1体の処理をするのに今までの施設管理費プラス燃料費、人件費を含めると、1体焼くのにもう少し必要経費がかかってしまうというようなこともあります。

逆に、あれを処理しなければならないためには、人件費は、人がいなきゃ困りますということで、燃料費と人件費だけでその処理件数をやると大体1万9,000円くらい、約2万円ほどの経費で処理ができるというようなことも一つの根拠の中には、私たちは持っているんですけども、いずれにしましても、あの施設自体を人件費と施設管理費を含めると、これから先、あの施設を維持管理していかなきゃならない。それにはやはり市民の方々にも若干のご負担をお願いしたいというのが正直な気持ちです。各周辺の自治体においても、今のところ施設の改修というふうな、大規模な改修を見込んでいるところが少ないものですから、その辺の改修に向けての燃料の改正という声は出てきておりませんが、市長会を通じてですね、県内の組合も含めてその辺の改修の意向という調査もしてあります。その中にはいずれはしなくてはならない、もう既に北杜はしておりますけれども、韮崎においてもその辺の検討はしていきたいという回答が寄せられていることは承知しております。

その中で、甲斐市としましても今回火葬炉の大規模な改修がありますので、これを機会にと言うと失礼ですけども、こういうときでなければ料金アップということができないではないかというふうな考えを持っています。全国的にもやはり料金改定をするに当たっても、そういう大規模な改修だとか、建てかえだとかという機会を持ってですね、料金の見直しということをしておりますので、甲斐市もこの機会にぜひ市民の皆様のご理解をいただいて、改修をしていきたいというふうに思っております。

それと、もう一つは、この合併をするに当たりまして、一番の合併の取っかかりになったのは火葬場の建設です。火葬場を3町で持つということによって合併をしようという取っかかりがあった。火葬場の建設と南北自由通路をつくろうというのが合併の一番の大きな目的、最初の目的でありました。そういう中で、やはり甲斐市民が今まで火葬場がなかったことによって、市外で市外料金の高額の支払いをした中で火葬業務、火葬に当たっていた。その部分をクリアするためにも火葬場を設けようということで、火葬場の建設があったわけですけども、そうすることによって、市民の方々は今後この火葬場があることによって、市外へ行かなくて格安の料金で安心して最後の時期を迎えることができる。

ですから、甲斐市としてもこの施設を今後将来的にも、やはりなくすわけにはいかない。やはりきちんと適切な管理をする中で、維持管理をしていくためにも、ここで市民の皆さん

のご理解をいただいて料金の改正をしたいというのが私たちの気持ちです。よろしくご理解
お願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。それで、ちょっと視点を変えて意見を言わせて
もらおうと、確かに今、部長も言われましたように1,400万円の人件費ということで、あそこ
の要するに稼働率とかそういうものを考えたときに、例えば今、それを臨時含めて3人とい
うことだけれども、要は人件費の削減をするとかそういう3人かかっているのを1人にする
とか、そうするとやはり見た目で、先ほど言ったように1万円アップして570万円の入り
があったということを考えてときに、その部分を何とかやれば現時点ではそういう、その要
は1万円上げたことによって、どれだけの将来的なことを考えたときに効果が出てくるか
ということを考えれば、その1万円上げたことは余り効果が出てこないんじゃないかなど。か
かるお金が大き過ぎちゃってね、現実問題。そういうことを考えると、そういう部分を削減
する上においても、少し先送りをしてそういう中で考えていくべきではないかなという思い
もするんですが、その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） 今回、料金改定をするに当たりまして、市民の方々にご負担
をしていただく。同時に、やはり市としてもその辺の業務改善というものは当然考えなけれ
ばならないというように思っています。今、議員さんがご指摘のように、私たちのほうにも
考えなければならない部分、例えば1つとして、今、火葬場のほうでわざわざ現金を扱って
いる、利用者に対しても若干ご不便さを感じている部分もあるかと思えます。それと同時に、
人件費についてもやはり正規職員2名、臨時職員1名、そのほかに委託業者が数名おります
から、その辺で職員についても、クリアできる部分はクリアして、あそこの業務自体が私た
ちの事務と違って8時半から5時15分までではありませんから、その短時間労働で対応で
きる方法も考えた中で、対応もしていきたいという考え方を持っておりますので、よろしく
ご理解をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。そういうことも含めて、我々がそういう部分において、
そういう部分を市も努力している過程の中で、こういう値上げの部分をお願いしていると、
市民の皆さんに。その辺のところも努力していただいて、要するに現状よりかも改善して、
少しでもそういった部分を値上げと同時に、そういった出す部分も抑える中で、少しでもや

すらぎ聖苑が健全なる運営ができるようにやっていただきたい。現状だと、1万円上げたって、いわゆるその健全運営にはつながらない気もするんだよね。そういうところも勘案しながら、やはり今後その運営に関してはやってもらいたいと思います。

これは、今後、今、部長が言われたようにそこで取り組んでいるということですから、ぜひまたしっかり進めていただいてやっていただきたいと、これは要望で結構です。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第65号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

やすらぎ聖苑の条例一部改正の件につきまして、反対討論を行います。

経年劣化の関係で、今年度から3年間で8,000万円ほどの事業が予定をされているようですが、市内の中学生以上使用料が2倍になり、小学生もやはり2倍というようなことで、かなりの大幅な値上げになります。火葬は金の問題ではないとはいえ、かなり葬儀全体にもお金がかかりますので、できるだけ経費節減を行う中で利用料の引き上げについては、慎重にしていきたいということを訴えまして、反対討論とします。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

賛成討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第65号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件を採決します。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○委員長（小澤重則君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

委員の発言は一問一答方式で簡明をお願いします。

それでは、審議に入ります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） ご苦労さまでございます。健康増進課の議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）につきまして、議案書の11ページをお願いいたします。

まず、歳出でございまして、4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額が10億161万8,000円に736万7,000円を追加補正しまして、歳出予算額の総額を10億898万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書をもって説明させていただきますので、10、11ページをお願いしたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の補正になります。補正につきましては736万7,000円の増額補正でございます。これは定期予防接種につきまして、先般、8月25日に厚

生常任委員会で説明をさせていただいたところでございます。国の予防接種法が一部改正されたことによりまして、今まで任意だった水痘と水ぼうそうになりますけれども、それと高齢者肺炎球菌ワクチンの2件が、ことしの10月1日から定期予防接種に移行されます。これに伴いまして、予防接種事業として水痘と高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきまして、接種の案内等の事務的経費と医療機関への委託料でございます。つきまして、今回水痘と高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、所要の補正額をお願いするものでございます。

内容でございますが、まず11節需用費27万1,000円、これは水痘ワクチンにつきまして、本年度の対象となります、定期接種の対象となります1歳から2歳児分の人で1,500人、そして、経過措置これは本年度の3月31日までの経過措置になるわけですがけれども、その対象者3歳から4歳児になるわけでございますけれども、それもやはり1,500人、そしてあと通知でございますから1歳未満児の700人、それと医療機関も含めまして予診表、予防接種に対する案内文、それに封筒の印刷製本費で13万9,200円となります。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種対象者のうち未接種者が3,414人おりますので、それを、予備を含めまして3,500人分ということで予算計上させていただきまして、医療機関も含めまして予診表、案内文、それに封筒の印刷製本等で13万1,500円、合わせて需用費にそこに書いてあります27万1,000円となるものでございます。

次に、12節役務費でございます。63万8,000円でございます。これは11節需用費で今説明させていただきましたが、予防接種に係る対象者、医療機関への郵便料でございます。

次に、13節委託料でございます。これは645万8,000円でございます。これは水痘のぼうそうのワクチンの医療機関へ依頼する予防接種の委託料でございます。これは接種対象者が先ほど申しましたように、1,500人、1,500人で3,000人分を委託料として計上させていただきました。

なお、高齢者の肺炎球菌ワクチンの委託料につきましては、現在、任意で65歳以上の高齢者を対象に一部助成金を実施しており、これが今年度ですね、27年3月31日まではそれを併用していくということで、先ほど申しましたように厚生常任委員会のところで説明させていただきました。そういう関係上、当面、当初で予算額537万円ほど計上してございますから、その中で対応をしていきたいと考えておるところでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この委託料の645万8,000円ということで、対象者が3,000人という話ですけれども、これの水ぼうそう、それから65歳以上の肺炎球菌、その辺のうちの何にどれだけというのはわかるの、対象者は。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 今、冒頭説明のほうでもさせていただいたんですけれども、この委託料につきましては、高齢者肺炎球菌というのは現在任意でもやっておりますから、当初予算でご説明したとおり計上しています。当面はそれでちょっとやっていきたいということで見合わせます。

そして、そこに載っているのが水痘、水ぼうそうに関するものは新規ですから、新規に定期になりましたから、まだ予算は全然盛っておりませんから、そのところだけの部分で1,500人と、そしてあと3歳、4歳児、これは経過措置の今年度までの経過措置になるんですけれども、その部分が1,500人いるんですけれども、その合計を合わせた3,000人ということでご理解していただきたいと思います。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終わります。

以上で一般会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

これより議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、順次、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論はありませんね。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員が退席します。

では、休憩を入れるそうですので、30分再開でお願いします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時28分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員に申し上げます。

本日、傍聴者と手話通訳が入っておりますので、質問等がありましたら少しゆっくりめに発言をしていただきたいと存じます。

次に、今定例会初日に付託されました請願について、審査を行います。

請願第26－5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書を議題とします。

紹介議員により請願の内容説明等をお願いいたします。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） それでは、手話言語法の早期制定を求める請願書について、読ませていただきます。

手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書。

甲斐市議会議長、有泉庸一郎殿。

請願者、住所、甲斐市島上条373アパートメントシマカ206。氏名、甲斐市聴覚障害者協会会長、小野實。

紹介議員、保坂芳子、清水正二、松井豊。

要旨。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

理由。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として、大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が、確保されると定められた。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報のバリアフリー化施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

そこで、甲斐市議会において手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を国に対し提出されるよう請願する。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

○議員（保坂芳子君） すみません。それから、お手元のほうに参考資料が2点ほど行っているかと思えます。一部は「手話でゴー」ということで、手話言語法制定に向けてということ、手話とは何であるか、そして手話言語法は何を目指す法律か、そしてろう児に対して手話を使って教育をしていないのか、役所は手話通訳者の派遣を断るかもしれないのか、手話に関する情報を教えてもらえないか、テレビの臨時放送に手話通訳がつかないのか、手話言語法制定に向けてというような内容について、説明が述べてある冊子が行っていると思えます。

それともう一つコピーさせていただいたのは、手話のいろいろな歴史というのがあるそう

で、これまで手話はということで、手話が使えない時代のこと、それから、手話の普及と手話通訳制度化の歩み、そしていよいよこの手話が認められたこと、そして障害者制度の見直しが始まった。そして、障害者基本法が改正された。こうした流れのもとに、今回この手話言語法（仮称）これが請願として出てきたということの説明が載っておりますので、お読みいただければと思います。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

続きまして、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、これより本請願について順次、各委員の意見を求めます。

まず、副委員長の金丸副委員長からお願いいたします。

金丸副委員長。

○委員（金丸 寛君） 手話はしゃべられないといいますが、言語の不自由な方たちの本当に意思伝達の重要な手段だと思しますので、私としては採択すべきだと考えます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 続きまして金丸委員。

○委員（金丸幸司君） まず、国が改正障害者基本法を定めたという部分もありまして、また、これからやはり、これがなかなかずっと後回しにされてきたというのものもあるんですね。今後いろいろなさまざまな部分で国に検討していただきたいということで、賛成の意見を述べさせていただきます。

○委員長（小澤重則君） 続きまして松井委員。

○委員（松井 豊君） 私も実は障害関係のちょっと仕事にかかわっておりまして、障がい者がこういういろいろな計画や何かにかかわることができるようになったのは、ごく最近のこととして、いろいろなおくれがあります。障がい者の立場に立って、まさにこれは適法、適当な法律だと思いますので、ぜひ推進できるようお願いして発言とします。

○委員長（小澤重則君） 続きまして五味委員。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 基本的には、本当に賛成という形になります。

1つだけちょっと、手話が禁止になったときの期間、それから成長する大人の方なんかは、

どういう対応。今、子供たちのためにこういうことをしてほしいというのが主眼になっているんですが、そのあいた時間は手話を全然できなかった時間があるかと、これ質問になっちゃって申しわけないんですけども、そういったことも考えながらしていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 答弁はいいですね。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） まあ、反対する理由がないという部分がありますけれども、ただ、この手話を言語として法整備をした後、いろいろ細かい問題がいっぱい出てくるんだろうというふうに想定ができるので、相当本当にそう言っちゃ失礼けれども、障害弱者という部分の救済が、本当にそういう意味に使われていけるように法整備をもっと細かく、細かくしっかりやらないと、言語として制定しただけでは、ちょっとどうかなというふうに思うので、採択するは当然ですけども、今後もしっかり見守っていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思います。

そんなようなことで、今後を期待して採択します。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 質問をしたかったんですが、ちょっとそのいとまをもらえなかったの
で。ちょっと委員長質問を含めて、いいですか。

○委員長（小澤重則君） わかる範囲で。

○委員（内藤久歳君） この件については、基本的には世界の中でも認められていること、それからちょっと調べてみますと、鳥取県では基本条例も制定されているというふうな動きもあります。それと、あと国内的にはこのことについて、初めて我々もこういう請願が出てきて感じたことですけども、日本の国内においてこういった言語法の請願というか、そういう動きがどんな形で具体的に動いているのか、その辺がもしわかったらお願いできればと思います。

○委員長（小澤重則君） わかりますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 都道府県レベルで意見書が今回可決、現在ですが、可決された地域というのは、都道府県の状況では全部で47都道府県のうち29です。それから、区市町村の状況ですと、1,741のうち582ということで、山梨県では県会では通っております。意見書が

出されております、山梨県議会でされています。それと市川三郷がされております。今回の9月議会でできる限りの市とか市町村に請願が出ているようなので、また、幾つか採択されるというような状況であります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。ありがとうございました。

私も、この件に関して反対する理由も見当たらないということで、採択をしたいと思えますけれども、今後ですね、整備された後、こういった現時点でここにいろいろ資料にも書いてあるわけですが、本当に我々も勉強不足で申しわけないですけれども、こういった形の中で機会をいただいて、また障害者に関して理解を深めていく必要があるかなというふうに思っています。

ただ、今後、議会としてもほかの面で意見書の採択に終わらずに、これをさらに発展させていくような活動というか、動きというか、そういうものにつながっていくような方向に、ぜひ紹介議員ですから進めていただいて、いただければというふうに要望しておきます。採択いたします。

以上です。

〔「はい、わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 以上で各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時40分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

請願第26－5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書について、採決します。

本請願は採択とすることにご異議がございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任を願います。

それでは、先ほど採択されました請願は、関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、これより意見書案について協議いたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

石原書記。

今、資料を配りますのでお待ちください。

[資料配付]

○委員長（小澤重則君） それでは、石原書記、お願いします。

○書記（石原大助君） 今、お手元にお配りしましたが、請願者より提出されている意見書でございます。

朗読をもって説明とさせていただきます。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ語源である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報取得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、国は、本年1月20日に障害者権利条約を批准したところである。平成23年8月には障害者基本法が改正され、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報のバリアフリー化施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備の実現が必要である。

よって、国においては、こうした環境整備に向け、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出につきましては、山梨県甲斐市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣となっております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ただいま、事務局より意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書案について修正箇所が皆さんにございましたら、ご意見を伺いたいと思います。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この一番上の文言で、「コミュニケーションの手段として大切に守られてきた」と断言していますけれども、「守られてきました」ということのほうがいいかなんと思います。

それから、その次の「歴史があった」というのは、「歴史がありました」ということのほうが、お願いする立場とすれば、いいんじゃないかなというふうに思いますので、また、その辺をちょっとご協議いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 今の意見についてどうでしょうか。「守られてきた」じゃなくて「きました」、そして「長い歴史があった」ではなくて「ありました」と、文言についてどうでしょうか、皆さん。内藤委員の意見に賛成の方は挙手をお願いいたします。どうでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小澤重則君） 賛成。では、そういう形に。

〔「この2カ所でもよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 2カ所でいいですね。

〔「そうではないとおかしい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 全体的にそういう文に変えてほしい。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ですます調にするのであれば、全体をそういうようにちょっともう一回見直してください。

○委員長（小澤重則君） はい、わかりました。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 請願書の中には出てこない行があるんですが、これはどんな理由でしょうか。1、2、3、4、5、6、7、8行目ですか、「明記され、国は本年1月20日にどうのこうのと批准したところである」と、この文面がぼんと意見書には出てきたんですが、何か理由がございますか。請願書にはなかった文面なんだけれども。なくてもいいんですか、

あっ、そうなんですか。

〔「請願書の内容は、要はここで決めるから」と呼ぶ者あり〕

○委員（五味武彦君） ここで決めるからいい。結構でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

そうすれば、今、松井委員からも意見が出ましたので、ですます調にするのであれば、全部そういう文面にするということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時52分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

今、訂正されたものが渡りましたので、石原書記から説明させます。

石原書記。

○書記（石原大助君） 今、お配りしました案になります。

1つ抜けている箇所がございました。申しわけございません。2行目です。文法体系をもつ「言語である」、それは「言語であります」。すみません。あと3行目、「大切に守られてきました」。その2段下に行きまして「長い歴史がありました」。その5つ下へ行きまして、「定められました」。それで、その4段下へ行きまして「実現が必要であります」、最後の行の「強く要望します」。以上、地方自治法の「意見書を提出します」。

すみません。あと、平成18年12月のところのその下の行、「批准したところであります」。

修正箇所については以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 7カ所でいいかな。8カ所だね。

〔「8カ所です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 8カ所だね。

説明が終わりました。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） よろしければ、これで意見書（案）の協議を終了しますが、賛成委員の皆様には、後ほど意見書への署名をお願いしたいと思います。

以上で本委員会に付託されました議案及び請願の審査は、全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審査ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

委員から何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 次に、事務局からありましたらお願いします。

ないですか。

○委員長（小澤重則君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時53分